



The Global Language of Business

はじめてのバーコードガイド



GS1 Japan

一般財団法人
流通システム開発センター

第23版

ジーエスワン

「GS1事業者コード登録通知書」は コードの有効期限まで大切に保管してください。

GS1事業者コードのお手続き完了後に、コード管理担当者宛に「GS1事業者コード登録通知書」をお送りしています。本通知書には、貸与されているGS1事業者コードや登録内容、
マイ GS1 Japan (詳細は右ページ) のご利用に必要な情報などが記載されています。

【有効期限】
GS1事業者コード等の有効期間が記載されています。

発行日 20XX年X月X日

GS1 Japan 流通システム

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F

#100160

登録番号(T1010405010410)

一般財団法人流通システム開発センター
コード管理部
流通 五郎 様

一般財団法人流通システム開発センター 御中

貴事業者より申請のあったGS1事業者コード・GTIN-8ワンオフキーについて、下記の通り貸与されていることを通知いたします。
一年ごとの登録内容確認が必要です。次回の登録内容確認は2025年07月頃に送付予定です。

種別・コード数	コード	有効期限
GS1事業者コード 標準7桁1コード	4512345	20XX年XX月
GS1事業者コード 標準9桁1コード	456995111	20XX年XX月
GS1事業者コード 標準10桁2コード	4595000109, 4595007798	20XX年XX月
GS1事業者コード 短縮6桁1コード	499687	20XX年XX月
GTIN-8ワンオフキー 2コード	45500008, 45500459	20XX年XX月

*** 以下 余白 ***

＜My GS1 Japanについて＞ ※裏面をご参照ください。
「My GS1 Japan」は当財団がネット上で提供する各種サービス(GS1事業者コードの確認および各種お手続きや商品情報登録管理「GS1 Japan Data Bank」など)のポータルサイトです。ログインはこちら<https://mygs1.gs1.jp.org>

基本GLN: 4569951110009
(GLNは「ジーエスワン」をご登録ください。)

ログインID: [REDACTED]
パスワード: [REDACTED]
認証キー: [REDACTED]

「GS1事業者コード貸与規約」および「初めてのバーコードガイド」を遵守してください。
左記のGS1事業者コードは、下記の登録事業者のみが利用できます。
GS1事業者コードの桁数は7桁と9桁および10桁があります。貴事業者に貸与されている桁数のとおり間違いないようにご利用ください。
標準タイプのJANコード(13桁)の桁数を減らして、短縮タイプのJANコード(8桁)として利用することはできません。
JANコードの設定・印刷に関しては裏面「JANコード表示までの作業手順」や「初めてのバーコードガイド」(<https://www.gs1.jp/code/jan/>)をご確認ください。
「利用規定明細書」のご案内: ポータルサイト「My GS1 Japan」にアクセスし、ダウンロードしていただくことができます。
この書式はインボイス制度(資格請求書等保存方式)のルールが対応しています。
登録事項に変更が生じた場合は、裏面をご確認のうえ、必ず変更手続きを行ってください。

一般財団法人流通システム開発センター

GS1 Japan
URL: <https://www.gs1.jp.org/>

代表者 流通 太郎 法人番号 1010405010410

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル東館9F 本社電話番号 03-5414-8500

英文本社所在地 9F, Shin Aoyama Bldg., East, 1-1-1, Minami Aoyama, Minato-ku, TOKYO

ジーエスワン物産 ジーエスワンスーパー

GS1事業者コード 資料

管理担当者連絡先

担当者氏名 流通 五郎 gcsapp@gs1.jp.org

部署・職名 コード管理部

事業者名 一般財団法人流通システム開発センター

担当者所在地 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル東館9F

電話番号 03-5414-8511 FAX番号 03-5414-8503

【基本GLN(p.26)】

当財団が設定する、登録事業者自身を表す番号です。

My GS1 Japan (詳細は右ページ) のご利用に必要な情報です。

【ログインID、パスワード】

My GS1 Japanへログインする際に必要となります。

- ・パスワードは、初期パスワードが印字されます。
- ・新規申請時に設定した「初回確認番号」でログイン後は、この書類の初期パスワードではログインできません。
- ・パスワード変更後に発行された登録通知書には、初期パスワードの印字はありません。

【認証キー】

My GS1 JapanでGS1事業者コードの各種手続きを行う際に必要となります。

印字されている登録内容に変更が生じた場合は、変更手続き (p.20) をお願いいたします。



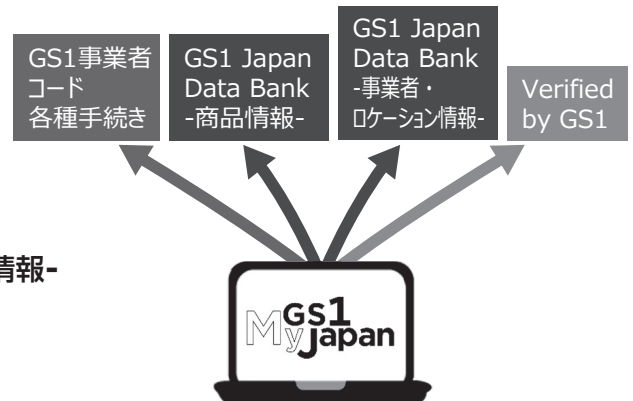
マイ ジーエスワン ジャパン ポータルサイト「My GS1 Japan」をご活用ください！

My GS1 Japan とは

「My GS1 Japan」はネット上で提供する各種サービスのポータルサイトです。
本ポータルサイトは GS1 事業者コードをお持ちであれば無料でご利用いただけます。

「My GS1 Japan」から利用できる各種サービス

- **GS1 事業者コードの各種手続き**
GS1 事業者コードとその有効期限の確認、各種申請手続き、インボイス制度に対応した書類「申請料確定明細書」のダウンロードができます。
ジーエスワン ジャパン データ バンク
- **GS1 Japan Data Bank -商品情報-**
GTIN (JAN コード) の設定や管理、バーコード画像の生成ができます。
ジーエスワン ジャパン データ バンク
- **GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-**
GLN の設定や管理ができます。
ベリファイド バイ ジーエスワン
- **Verified by GS1**
GTIN (JAN コード) などから登録事業者情報や商品情報などの検索ができます。



My GS1 Japan 利用開始手続きの流れ

- 1 My GS1 Japan ログイン情報の確認**
「GS1 事業者コード登録通知書」に記載の「ログイン ID」と「パスワード」、または「GS1 事業者コード決定メール」に記載の「ログイン ID」と新規申請時に設定した「初回確認番号」を用意します。
- 2 My GS1 Japan ページにログイン**
My GS1 Japan ログインページ (<https://mygs1.gs1jp.org/>) にアクセスし、ログインします。①で確認した「パスワード」または「初回確認番号」を入力してください。
- 3 メールアドレスの登録**
メールアドレスを入力し送信ボタンをクリックします。届いたメールに記載の URL をクリックすると、再度ログインを求められますので、①で確認した My GS1 Japan の「ログイン ID」と「パスワード」または「初回確認番号」を入力し、「登録を続ける」をクリックします。
- 4 規約の同意とユーザー情報登録**
表示される規約を確認後、「同意します」にチェックし、「次に進む」をクリックします。次に表示される画面で、代表ユーザー*の情報と代表ユーザーのログイン用パスワードを設定します。
- 5 利用手続き完了**
以上で My GS1 Japan の利用開始手続きは完了です。
My GS1 Japan ログインページ (<https://mygs1.gs1jp.org/>) で代表ユーザーのログイン ID (①のログイン ID) と④で設定したパスワードでログインすることができます。

※代表ユーザーは、My GS1 Japan の管理者で、本ポータルサイトで提供されるサービスの全権限を持つユーザーです。GS1 事業者コードの管理担当者が代表ユーザーとなる人を指定してください。代表ユーザーのログイン ID は①で確認した My GS1 Japan のログイン ID です。変更することはできません。

▶ My GS1 Japan ログインページ (<https://mygs1.gs1jp.org/>) 下部にある「マニュアル」では、詳細な手続きの方法を紹介しています。

本ガイドで使用する主な用語の解説

用 語	詳細頁	解 説
アイティーフ ITF シンボル	17 ページ	集合包装用商品コードを機械で自動読み取りできるように、バーとスペース（しま模様）で表したもの。
アイテム	—	商品等において、これ以上分けられない流通上の最小単位。
イ アン EAN コード (GTIN-13)	4 ページ	「どの事業者の、どの商品か」を表す国際的な商品識別コード。JAN コードと同義語。
イービーシー EPC	27 ページ	Electronic Product Code の略で、GS1 標準識別コードを RFID タグに書き込むための格納形式（エンコードフォーマット）。
インジケータ	16 ページ	集合包装の入り数等の違いを識別するために、集合包装用商品コードの先頭に設定する数字。
ジーエスワン GS1	—	世界の 110 以上の国または地域が加盟している国際的な流通標準化を推進する機関。
ジーエスワン GS1 事業者コード	5 ページ	GTIN（JAN コード等）や GLN などの国際標準の GS1 識別コードを設定するために必要な 10 桁、9 桁または 7 桁のコード。当財団が事業者からの申請を受け、重複がないように貸与している。
ジーエスワン ジャパン データ バンク GS1 Japan Data Bank -商品情報-	24 ページ	当財団が提供する、登録事業者の商品情報の登録と適正な管理を実現するデータベースサービス。ポータルサイト「My GS1 Japan」から利用できる。
ジーエスワン ジャパン データ バンク GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-	26 ページ	当財団が提供する、GLN とその関連情報を公開するデータベースサービス。登録事業者が、自社の企業、部門、場所およびその所在地等の情報を登録する。ポータルサイト「My GS1 Japan」から利用できる。
ジーエスワン レジストリー プラットフォーム GS1 Registry Platform	24 ページ	世界各国・地域の登録事業者情報と、それらの登録事業者が登録した GTIN、GLN および Links 情報が蓄積された、GS1 本部が運営するグローバルなデータベース。
ジーエルエヌ GLN	26 ページ	Global Location Number の略で、13 桁からなる国際標準の企業・事業所識別コード。
ジーティン GTIN	4 ページ	Global Trade Item Number の略で、GS1 が定める国際標準の商品識別コードの総称。JAN コード、U.P.C.、集合包装用商品コードが含まれる。
ジーティン GTIN-8 ワンオフキー	15 ページ	当財団から登録事業者に対し 1 商品につき 1 コードずつ貸与する 8 桁の商品識別コード（GTIN-8）。
ジ ク フ ス アイエフデービー JICFS/IFDB	25 ページ	JAN コードと付随する商品情報を、商品メーカーの他、連携している業界データベースや流通業から収集し、一元的に管理するデータベースサービス。
ジャン JAN コード (GTIN-13/GTIN-8)	4 ページ	「どの事業者の、どの商品か」を表す国際的な商品識別コード。JAN コードは日本における呼称であり、国際的には EAN コードまたは GTIN-13/GTIN-8 と呼ばれる。
ジャン JAN コード短縮タイプ	4 ページ 15 ページ	小さな商品に設定する 8 桁の JAN コード（GTIN-8）
ジャン JAN コード標準タイプ	4 ページ	13 桁の JAN コード（GTIN-13）
ジャン JAN シンボル	4 ページ 14 ページ	JAN コード（GTIN-13/GTIN-8）を機械で自動読み取りできるようにバーとスペース（しま模様）で表したもの。
集合包装用商品コード (GTIN-14)	16 ページ	集合包装に対して設定する、14 桁の商品識別コード。
商品アイテムコード	12 ページ	GS1 事業者コードを貸与された事業者が、JAN コードを設定する際に商品を識別するために設定するコード。
貸与	—	当財団が申請者に対し、特定の GS1 事業者コードを指定して貸し出すこと。
チェックデジット	12 ページ	バーコードを読み取る際に、読み誤りを防ぐためのチェック用数字。
登録事業者	—	GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者。事業者とは、法人企業、団体、行政機関、個人等、一定の目的に基づいて経済的または社会的活動を行う者のこと。
ベリファイド バイ ジーエスワン Verified by GS1	26 ページ	GS1 Registry Platform に蓄積された世界各国・地域の登録事業者情報と、それらの登録事業者が登録した GTIN、GLN、Links 情報を確認するサービス。GS1 Japan のホームページやポータルサイト「My GS1 Japan」から利用できる。
マイ ジーエスワン ジャパン My GS1 Japan	巻頭ページ	当財団がインターネット上で提供する各種サービス（「GS1 事業者コードの各種手続き」「GS1 Japan Data Bank -商品情報-」「GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-」「Verified by GS1」など）を利用するためのポータルサイト。
ユー ビー シー U.P.C. (GTIN-12)	4 ページ	主にアメリカ・カナダで使用する 12 桁の商品識別コード。

本冊子「はじめてのバーコードガイド」は「GS1 事業者コード貸与規約」の第 2 条 4 項および第 6 条 4 項に挙げられている GS1 事業者コードおよび GTIN の利用規則にあたるものです。GS1 事業者コードを使用するにあたって遵守してください。
(<https://www.gs1jp.org/code/jan/agreement.html>)

目 次

第 1 章	流通業界で使われるバーコード	4
1.1	商品識別コード GTIN とは	4
1.2	GS1 事業者コードと GS1 識別コード	5
1.3	バーコードと POS システム	5
1.4	GS1 事業者コードの登録	6
1.5	米国で販売される医療機器等に GS1 事業者コードを 使用する事業者の皆様へ	11
第 2 章	バーコードの作成方法	12
2.1	バーコード作成と利用の流れ	12
2.2	GTIN (JAN コード) を設定・登録する	12
2.3	JAN シンボル (バーコード) を印刷する	14
2.4	小さな商品にバーコードを印刷したいとき	15
2.5	GTIN-14 (集合包装用商品コード) を設定する	16
2.6	ITF シンボルを印刷する	17
2.7	取引先に GTIN 情報を伝える	18
第 3 章	登録後の諸手続き	19
3.1	有効期限の 1 ～ 2 ヶ月前になったとき (更新手続き)	19
3.2	登録事項に変更が生じたとき (変更手続き)	20
3.3	GS1 事業者コードを利用しなくなったとき (返還手続き)	20
3.4	商品アイテム数が増えてコードが足りなくなったとき	21
第 4 章	よくある質問 Q&A	22
第 5 章	関連資料	24

第1章 流通業界で使われるバーコード

1-1 商品識別コード ^{ジーティン}GTINとは

GTIN とは

GTIN (^{ジーティン}Global Trade Item Number) とは、「どの事業者の、どの商品か」を表す国際標準の商品識別コードです。日本国内においては、^{ジャン}JAN コード (Japanese Article Number)、海外では EAN コード (European Article Number) と呼ばれている商品識別コードの総称です。

GTIN には、主に商品消費者購入単位 (単品) を識別する 13 桁の GTIN-13 (JAN コード標準タイプ) や 8 桁の GTIN-8 (JAN コード短縮タイプ) のほか、ボールやケースなどの集合包装を識別する 14 桁の GTIN-14 (集合包装用商品コード)、米国、カナダで使用される GTIN-12 の U.P.C. (Universal Product Code の略) があります。

総称	商品識別コード	桁数	国際的な呼称
GTIN	JAN コード標準タイプ	13 桁	GTIN-13
	JAN コード短縮タイプ	8 桁	GTIN-8
	集合包装用商品コード	14 桁	GTIN-14
	U.P.C.	12 桁	GTIN-12

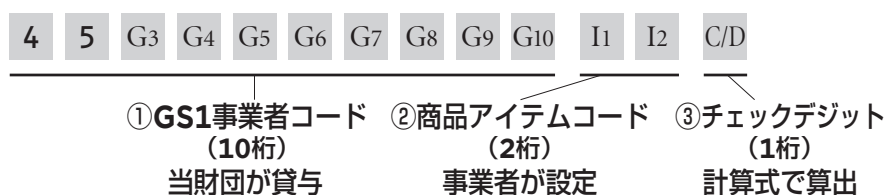
以下本書では特に断りが無い限り、GTIN は最も一般的に使用されている GTIN-13 (JAN コード標準タイプ) と GTIN-8 (JAN コード短縮タイプ) を指し、GTIN (JAN コード) と表記します。

GTIN (JAN コード) は、下図の通り、① ^{ジーエスワン}GS1 事業者コード②商品アイテムコード③チェックデジットの3つの要素から構成されています。商品等に GTIN (JAN コード) を表示するには、その商品のブランドオーナー (商品の仕様について責任を持っている事業者) が GS1 Japan (一般財団法人流通システム開発センター) から貸与された GS1 事業者コードを用いて設定します。

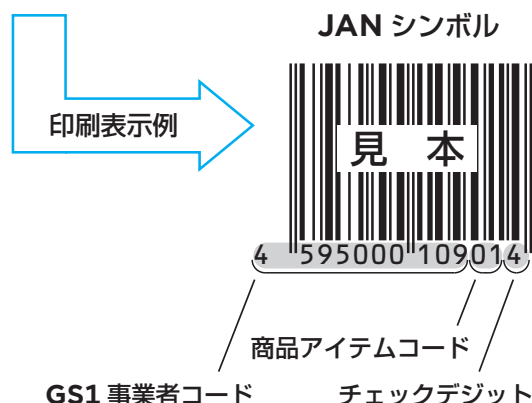
GTIN (JAN コード) は、通常、バーコードリーダーで読み取れるように商品に JAN シンボルと呼ばれるバーコードを用いて印刷表示され、POS システム (p.5 参照) をはじめとする様々な業務に活用されています。

【GTIN-13 (JAN コード) の仕組みと JAN シンボル】(GS1 事業者コードが 10 桁の場合)

GTIN-13 (JAN コード)



(p.12 参照)



1-2 GS1事業者コードとGS1識別コード

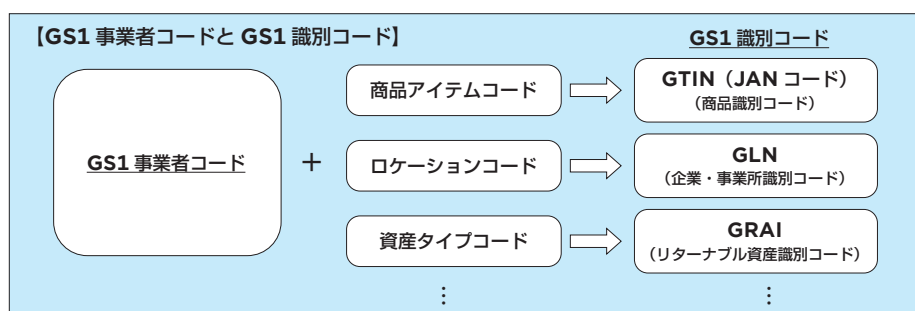
GS1 事業者コードとは

GS1 事業者コードは、GTIN (JAN コード) や GLN (p.26 参照) などを設定するために必要な、10 桁、9 桁または 7 桁の番号 (コード) です。

GS1 事業者コードは、国際的な流通標準化推進機関である GS1 の日本代表機関である当財団が事業者に貸与し、コードが重複しないように管理しています。

GS1 識別コードとは

GS1 識別コードは、GS1 が定めている国際標準の識別コードです。商品やサービスを識別するための GTIN (JAN コード) をはじめ、企業・事業所を識別するための GLN など、様々な用途に応じた識別コードが定められています。どの GS1 識別コードも、GS1 事業者コードを元に設定するため、世界中で他と重複することなく、対象を識別することが可能です。



1-3 バーコードとPOSシステム

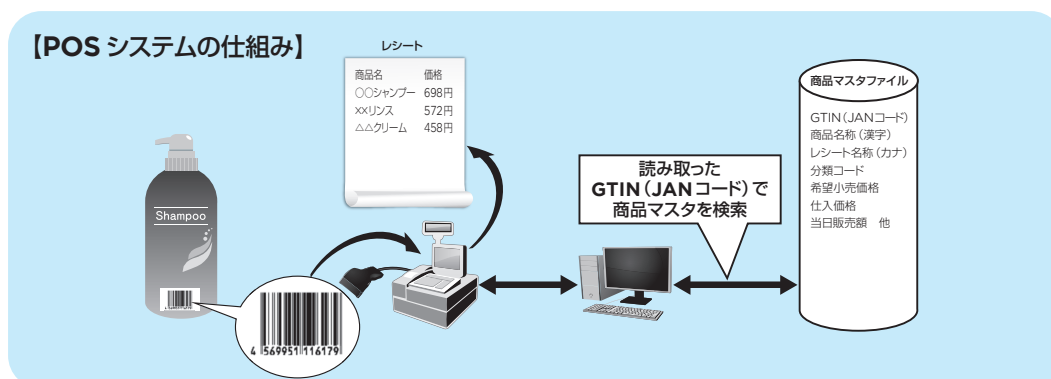
バーコードとは

バーコードにはいろいろな種類がありますが、流通業界では GTIN (JAN コード) を JAN シンボルで表したバーコードが広く利用されています。このバーコードを読み取ることにより、GTIN (JAN コード) を迅速、正確にコンピュータに取り込むことができます。

POS システムの仕組み

小売業のレジで使用されている POS システム (販売時点情報管理システム。POS は Point Of Sales の略) は、小売業者が取扱い商品の GTIN (JAN コード) と、それに対応する商品名や価格などを、あらかじめ自社の商品マスタに登録しておきます。

レジで精算時に商品のバーコードを読み取ると、POS システムは読み取った GTIN (JAN コード) をもとに商品マスタを検索し、紐づけられている商品名や価格をディスプレイに表示し、レシートに印字します。このように、GTIN (JAN コード) は商品情報を呼び出すための検索キーであり、GTIN (JAN コード) の数字そのものに商品情報や価格が含まれているわけではありません。



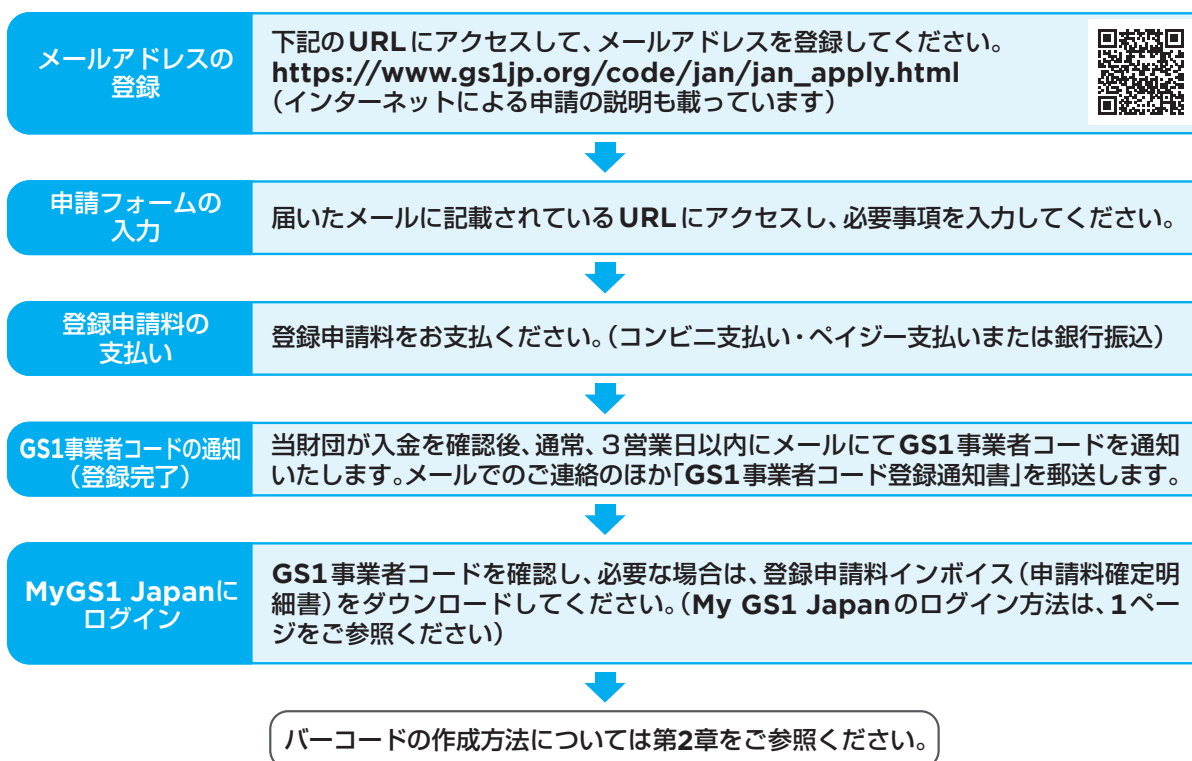
1-4 ジーエスワン **GS1事業者コードの登録**

GS1 事業者コードは、国際的な流通標準化推進機関である GS1 の日本代表機関である当財団が事業者に貸与し、コードが重複しないように管理しています。GS1 事業者コードを利用するためには、当財団へ事業者単位での申請、登録と、また GS1 事業者コードを継続して利用する場合は、1 年ごとの更新申請、または 3 年ごとの更新申請と 1 年ごとの登録内容確認が必要です。登録と利用に関しては GS1 事業者コード貸与規約を遵守してください。

【GS1 事業者コードの利用にあたっての重要事項】

1. GS1 事業者コードは、**共通取引先コード、書籍 JAN コード、定期刊行物コード(雑誌) など GS1 事業者コード以外のコードとしては利用できません。**
2. GS1 事業者コードは、**登録事業者のみが利用できます。**親会社やグループ会社の関係があっても、登録事業者ではない事業者が、その GS1 事業者コードをもとに GS1 識別コードを設定することはできません。
3. GS1 事業者コードの有効期間は、初回利用月の翌月から、支払年数の選択により、1 年または 3 年です。**継続して利用する場合は、更新手続きが必要です。**
4. 登録事業者は、作成した GTIN の基本的な情報を、GS1 Japan Data Bank-商品情報- に、**登録してください。**
5. GS1 事業者コードの貸与は、登録事業者の信用を保証、証明するものではありません。

GS1 事業者コードの登録方法と登録の流れ



GS1 事業者コードの申請時の登録項目

①～④は、GS1 事業者コードの申請時の登録項目です。

登録項目の中で(★)は、GS1が管理するデータベースに登録され、GS1 Japan Data Bank -商品情報-、JICFS/IFDB、Verified by GS1、GLN 情報検索サービス等の情報としてGS1のウェブサイト提供、または公開されます。

個人事業主の方は、本社住所の一部を非公開とすることができます。一部非公開を希望される場合は、当財団までご連絡ください。

①登録事業者

事業者名(★)

- 法人の場合は、登記上の会社名をご登録ください。
※事業者単位の登録となるため、支店・営業所・事業部単位などでは登録できません。
- 個人で登録される場合は、商店名・個人名のどちらでも登録できます。

英文事業者名(★)

- 海外からの問い合わせや照会のために、規定されている英文事業者名があればご登録ください。

代表者氏名

- 代表者の氏名をご登録ください。

種別（法人・個人）

- 法人の場合は「法人」に、個人（個人事業主を含む）の場合は「個人」にチェックしてください。

法人番号（13桁）

- 法人の場合は必ずご登録ください。1 法人に対して 1 つの法人番号（13 桁）が国税庁より通知されています。個人の場合は登録不要です（マイナンバーではありません）。

本社所在地（★）

- 実際に本社機能がある所在地をご登録ください。登記されている住所かは問いません。

本社電話番号

- 登録事業者の代表電話の固定電話または携帯電話・IP 電話の番号をご登録ください。代表電話がない場合は、代表者の携帯電話・IP 電話の番号をご登録ください。

英文本社所在地（★）

- 規定されている英文本社所在地があればご登録ください。（インターネットによる申請にてご登録できます。）

業態分類コード

- 登録事業者の業態に最も近い業態分類を 1 つ選択してください。
複数の業態に該当する場合は、最も売上比率の高い業態を 1 つ選んでください。

100	製造業・生産者	401	医療機関
200	卸売業（農協・漁協含む）	402	物流業（輸送・倉庫・3PL 等）
300	小売業	403	サービス業
		500	官公庁

URL（★）

- 登録事業者のウェブサイトがある場合は、URL をご登録ください。（インターネットによる申請にてご登録できます。）

②コード管理担当者

※コード管理担当者には、代理（第三者、単なる取引先等）の方は登録できません。

登録事業者内に所属し、当財団との連絡窓口になる方、実際にコード管理を担当する方を登録してください。登録通知書、更新申請書の授受およびお問い合わせはコード管理担当者の方と行います。

担当者氏名

- コード管理担当者の氏名をご登録ください。フリガナも必ずご登録ください。

部署・役職

- コード管理担当者の部署役職をご登録ください。

電話番号・FAX 番号

- コード管理担当者の連絡先電話番号、FAX 番号をご登録ください。
- FAX が無い場合は、FAX 番号のご登録は不要です。

担当者所在地

- コード管理担当者の所在地が登録事業者の本社所在地と異なる場合のみご登録ください。
- 転送不要で郵便物の受取が可能な住所をご登録ください。

③登録申請料

登録申請料は、事業者全体の年間売上高および支払年数により決まります。

年間売上高

- 事業者全体の年間売上高**（直近の年間決算の数字）をご登録ください。
- ただし、以下に該当する事業者は、下記に記載の通りに金額を算出しご登録ください。
 - ・書籍 JAN コードの貸与を受けている事業者
 - 書籍の売上を差し引いた金額
 - ・定期刊行物コード（雑誌）の貸与を受けている事業者
 - 雑誌の売上を差し引いた金額
 - ・都道府県庁、市役所、町村役場、地方自治体が設置した事務組合、衛生組合、中央省庁
 - 物販事業およびサービス事業全体の収入合計金額
 - 公共料金収納に GS1 事業者コードをご利用の場合は、収納事業全体の収入合計金額
- 年間売上高が 0 万円の場合は、該当する理由を 1 つ選択してください。
 - ・法人を新設（または個人事業を開始）してから 1 年未満であり、まだ決算を迎えていないため
 - ・営業活動を始めていなかったため
 - ・会社を休眠（事業を休止）しており、売上がないため

登録申請料

- 登録申請料は事業者全体の年間売上高と支払年数（3 年払いまたは 1 年払いを選択）により決まります。
- 料金表は p.28 の GS1 事業者コード申請料別表 A をご参照ください。

④ GS1 事業者コードの利用について

利用用途

- GS1 事業者コードの利用を予定している用途を必ず 1 つ以上選択してください（複数選択可）。
- 現時点で利用予定が無くチェックを付けなかった用途であっても、いつでも任意に利用することができます。

主要取引先

- GS1 事業者コードの利用を要請された、または予定している取引先（小売業、卸売業、通販サイトなど）の社名を 2 社までご登録ください。
- 取引先が未確定の場合は「未定」としてください。

主要商品名

- GS1 事業者コードを利用する商品の種類名をご登録ください。（例：「石鹸」、「タオル」など）
- 利用用途欄で「GLN」のみを選択している場合は、貴事業者が取り扱っている商品やサービスをご登録ください。

取扱品目コード

- GS1 事業者コードを利用する品目になるべく近い品目コード（下表）を 3 つまで選択してください。（必ず 1 つ以上ご登録ください。）
- 利用用途欄で「GLN」のみを選択している場合は、貴事業者が取り扱っている品目になるべく近い品目コードをご登録ください。

〔取扱品目コード表〕

コード	食 品	コード	ヘルスケア用品	コード	日用雑貨・家庭用品 耐久消費財	コード	カルチャー用品	コード	衣料・身の回り品
101	生鮮食品	201	医療機器・医療材料	301	日用雑貨	401	文具・事務用品	501	衣料・衣服・肌着
102	加工食品	202	体外診断用医薬品	302	化粧品・理美容品	402	玩具	502	寝具・寝装品
103	菓子	203	医療用医薬品	303	家庭用品・台所用品	403	書籍・雑誌・本	503	宝飾品・アクセサリ
104	飲料・酒類	204	OTC 医薬品	304	DIY 用品	404	音響機器・音楽 CD・配信用 楽曲・楽器・映像 DVD	504	時計・メガネ関連品
105	健康食品	299	その他医療関連用品	305	ペットフード・ペット用品	405	光学・写真関連品	505	靴・履物
106	食品原材料			306	園芸用品・生花	406	家電	506	鞆
199	その他食品			307	家具	407	情報機器・コンピュータウェア / ハードウェア・モバイル用品	507	スポーツ用品
				308	車両用品	408	ホビー用品	599	その他衣料・身の回り品
				309	食品包装資材	499	その他カルチャー用品	コード	その他
				310	食品以外の包装資材			901	その他商品
				399	その他日用雑貨・家庭用品・ 耐久消費財等			902	サービス提供

今後の GTIN (JAN コード) 設定予定商品アイテム数

- 登録事業者が1年払いの場合は今後1年間、3年払いの場合は、今後3年間に GTIN (JAN コード) を設定する予定商品アイテム数をご登録ください。
(商品アイテムとは、商品単品を識別する単位 (例: 色別・サイズ別・柄別等まで分けた単位))
- 商品アイテム数に応じて、10桁または9桁 GS1 事業者コードを1つまたは複数貸与します。
- 商品アイテム数の記載が無かった場合は、10桁 GS1 事業者コードを1つ (100 アイテムまで設定可能) 貸与します。

GTIN (JAN コード) の特殊用途

- 特殊用途 (CVS 等での公共料金等収納代行用、(枝肉、部分肉等の) 食肉物流用) に GTIN (JAN コード) を利用する場合のみ選択してください。
- 該当しない場合は選択しないでください。

UDI (医療機器固有識別) 利用有無 – 米国で医療機器を販売する事業者へ –

- GS1 事業者コードを使用して、米国市場で販売される医療機器等 (医療機器および体外診断用医薬品) の GTIN を設定する場合、あるいは使用予定が決まっている場合は「はい」を選択してください。
「はい」を選択した方は、英文事業者名、英文本社所在地が登録必須となります。また、後日 GS1 Japan よりご連絡させていただく場合がございます。(インターネットによる申請にてご登録できます。)
なお、移転等で本社所在地が変わった場合は、必ず英文本社所在地の変更も行ってください。

1-5 米国で販売される医療機器等に GS1 事業者コードを使用する事業者の皆様へ

現在、米国では、医療機器等 (医療機器および体外診断用医薬品) にバーコードを表示する UDI (Unique Device Identification) 規制が施行されています。GS1 標準の商品識別コード (GTIN) とバーコードは米国 FDA によって認められた標準ですが、GS1 は、米国市場で販売される医療機器等に対して、どの事業者が、どの GS1 事業者コードを使用しているかを、毎年米国 FDA に報告することを義務づけられています。

GS1 事業者コードを使用して、米国市場で販売される医療機器等の GTIN を設定する場合、あるいは使用することが決まっている場合は、必ず、その GS1 事業者コードの使用宣言を行ってください。使用宣言は、インターネットによる新規登録申請時、更新申請時、または変更申請で行えます。

【ご注意】

- 事前の使用宣言をされていない場合、貴事業者商品の米国内での諸手続き等に支障が出る可能性があります。
- 米国の UDI データベースとの照合などにより、GS1 事業者コードや GTIN の不適切な使用が判明し、当財団からの通知を受けてもこれが是正されない場合、貸与規約第 15 条 1 項が適応され GS1 事業者コードが取り消される可能性があります。

第2章 バーコードの作成方法

本章ではGS1 事業者コード登録完了から商品出荷までを解説します。

2-1 バーコード作成と利用の流れ

GS1 事業者コードの登録完了後は、商品にバーコード（JAN シンボル、ITF シンボル）を表示して出荷します。下図の流れで、商品出荷までに必要な作業を行ってください。



2-2 GTIN (JANコード) を設定・登録する

JAN コードの体系

GTIN (JAN コード) の 13 桁の数字は、GS1 事業者コード、商品アイテムコード、チェックデジットの 3 つの要素で構成されています。GS1 事業者コードは当財団から貸与されるものですが、商品アイテムコードの設定とチェックデジットの計算は登録事業者が行います。

以下、GTIN-13 (JAN コード標準タイプ) を例に説明します。

GS1 事業者コードには 10 桁、9 桁と 7 桁の 3 種類があり、それぞれ商品アイテムコードの桁数も異なります。2021 年以降は原則として 10 桁または 9 桁の GS1 事業者コードが貸与されます。



- ▶「商品アイテムコードの設定方法」に沿って、GS1 Japan Data Bank -商品情報- (GJDB -商品情報-) に基本的な商品情報を入力し、GTIN (JANコード) を設定・登録してください。詳細は p.24 をご覧ください。



商品アイテムコードの設定方法

商品アイテムコードは、商品ごとに異なる数字を設定します。

以下のルールに従って設定をしてください。

< 10桁 GS1 事業者コードが貸与されている場合 >

- ① 商品アイテムコード2桁を任意で設定し、自社で重複のないよう正確に管理してください。
- ② 新しい商品や、仕様が異なる商品（容量、味、色などが異なる）には異なる商品アイテムコードを設定してください。
- ③ 商品アイテムコードは、01 から順番に 02、03…と設定する方法をお勧めします。一部の桁を商品分類別や、部門別の数字として使用すると、変更があった際に管理が難しくなるので避けてください。また、商品アイテムコードが不足する場合のみ、GS1 事業者コードの追加登録が出来ます。

※ 9桁 GS1 事業者コードの場合、商品アイテムコードは3桁、7桁 GS1 事業者コードの場合、商品アイテムコードは5桁になります。

※一度設定した **GTIN (JANコード)** は、別の商品に設定（再利用）することはできません。

< 商品アイテムコードの設定基準 >

下表に該当する場合は、それぞれ異なる GTIN (JANコード) を設定してください。原則として、商品の仕様に違いがある場合は全て異なる GTIN (JANコード) を設定します。同じ GTIN (JANコード) の商品は、在庫管理や売上管理等において、同じ商品として管理されます。

詳細は下記 URL より「GTIN (商品識別コード)」をご確認ください。

<https://www.gs1jp.org/standard/identify/gtin/>

項 目	例
サイズが異なる場合	大袋、中袋、小袋
重量／容量が異なる場合	100g、200g ／ 50cc、80cc
色が異なる場合	ピンク、ブルー、ホワイト
味が異なる場合	カレー味、バーベキュー味
香りが異なる場合	ジャスミン、プーケ
販売単位が異なる場合	3個入り、5個入り

等

チェックデジットの計算方法

チェックデジットは GTIN (JANコード) 13桁の末尾1桁の数字で、バーコードによる入力・読み誤りを防ぐための仕組みです。

チェックデジットの値が誤っていると、コンピューターへの商品登録、バーコードの作成、およびスキャナでの読取などができません。

商品アイテムコードを設定後、チェックデジット以外の12桁の数字を使って所定の計算式で算出します。算出方法は、主に下記の2つがあります。

① 当財団ホームページの計算ツールを使う

当財団のホームページで簡単にチェックデジットを計算できます。

下記 URL よりご利用ください。

チェックデジット計算：https://www.gs1jp.org/code/jan/check_digit.html

② 印刷業者に依頼をする

チェックデジットを含まない12桁の数字を連絡すると、チェックデジットを計算しバーコードを印刷してもらえる業者があります。パッケージ印刷などで印刷業者に依頼する場合は、各印刷業者にご相談ください。

各種バーコード関連機器やソフトウェアにチェックデジット自動計算機能が付いている場合は、そちらをご利用いただいても問題ありません。

2-3 JANシンボル（バーコード）を印刷する

JAN シンボルは、GTIN（JAN コード）をスキャナにより読み取るためのものです。商品パッケージに印刷表示する際は、サイズや色に制限があるため本ページの説明をよくご確認の上、表示してください。

医療用医薬品、医療機器等はバーコードの表示ルールが異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。

<https://www.gs1jp.org/standard/healthcare/tenbunnavi/>



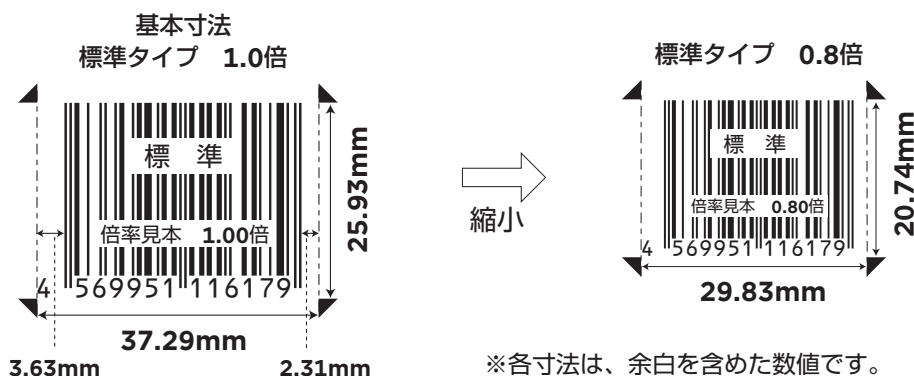
印刷方法

JAN シンボルの印刷は、一般的に、印刷業者に依頼をして行いますが、バーコード作成に対応したプリンターやソフトウェアを使用し、印刷することも可能です。その場合は次の点に注意してください。

- 印刷した JAN シンボルが、JIS 規格（規格番号 X0507）に定められているサイズ・品質に適合している必要があります。適合していない場合、その JAN シンボルは読み取りできない可能性があります。印刷した JAN シンボルが JIS 規格を満たしているかを確認したい場合は、バーコード検証を行ってください。
- GS1 標準対応バーコード機器 製造・販売会社リスト
https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/list_barcode.pdf
(GS1Japan パートナー会員で掲載希望のあった企業を掲載しています)

JAN シンボルの印刷サイズ、色などについて

JAN シンボルの印刷サイズ、色等は全て JIS 規格（規格番号 X0507）により定められています。



※各寸法は、余白を含めた数値です。

- 基本寸法（1.0 倍）…縦 25.93mm、横 37.29mm（左右に必要な余白を含む）
- 拡大縮小…基本寸法の 0.8 倍～ 2.0 倍の範囲で可能
- 印刷位置…商品に印刷しやすく、小売店の POS システムで読み取りやすい位置
- 刷り色…白地に黒いバーが最も望ましい。それ以外の色の組みあわせで印刷すると読み取りできないことがあります。とくに赤系統の色でバーを印刷すると、読み取りができなくなるので避けてください。

JAN シンボル印刷についての詳細は、下記 URL より「JAN シンボルマーキングマニュアル」をご確認ください。

https://www.gs1jp.org/code/jan/jan_marking_manual.html

登録事業者名の表示について

JAN シンボルを印刷した商品には、GS1 事業者コードの登録事業者名の表示が必要です。

2-4 バーコードの印刷スペースが確保できない 小さな商品にバーコードを印刷したいとき

JAN コード標準タイプ（13 桁）のバーコードを小さく印刷する方法

①縮小する

バーコードは最小で 0.8 倍まで縮小して利用することができます（p.14 の図を参照）。

②高さを削る（トランケーション）

標準タイプ 1.0倍を
トランケーションした場合



標準タイプ 0.8倍を
トランケーションした場合



縮小しても印刷スペースが確保できない場合は、バーの高さを削ること（トランケーション）ができます。この方法は、JIS 規格には定められていませんが、図に示す以上の高さを確保すれば読み取れます。

※海外に輸出する商品ではトランケーションはできません。JIS 規格通りのサイズで印刷をしてください。

JAN コード短縮タイプで対応する方法

- JAN コード短縮タイプ（8 桁）のバーコードは、JAN コード標準タイプ（13 桁）のバーコードよりも小さいサイズです。JAN コード短縮タイプのバーコードを利用する場合は、1アイテムごとに、GTIN-8 ワンオフキー（8 桁の JAN コード）の貸与を受けることが必要です。13 桁の JAN コードの桁を削って短縮タイプとして使用することはできません。

◆ GTIN-8ワンオフキーのコード体系（8桁）

4 5 G3 G4 G5 G6 G7 C/D

印刷サイズ（1.0倍）



GTIN-8 ワンオフキーの申請について

- **GTIN-8 ワンオフキーの申請条件**
 - ・ GS1 が定める JAN コード短縮タイプの利用条件を満たしていること
 - ・ 既に GS1 事業者コードを登録済みであり、そのコードが有効であること
- **GTIN-8 ワンオフキーの申請方法**
 - ・ ポータルサイト My GS1 Japan（詳細は巻頭ページ）から申請可能です。
- **GTIN-8 ワンオフキーの有効期限**

GTIN-8 ワンオフキーのコードの有効期限は、すでに登録されている GS1 事業者コードの有効期限に統一されます。
- **GTIN-8 ワンオフキーの登録申請料**

GTIN-8 ワンオフキーの登録申請料は、すでに登録されている GS1 事業者コードの有効期間の残存期間に合わせ、**p.28 の GS1 事業者コード申請料別表 D の登録管理費を月割り**で計算した金額となります。

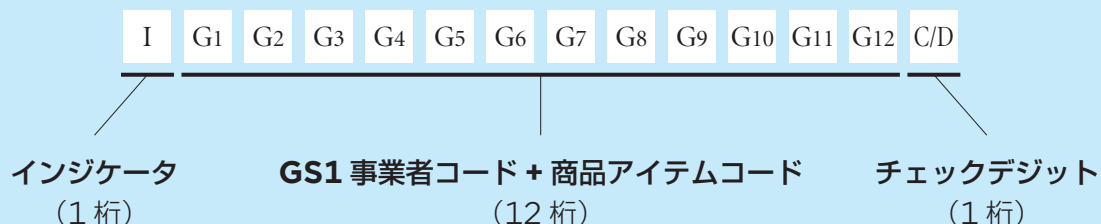
※ JAN コード短縮タイプの GS1 事業者コード（6 桁）の新規貸与は終了しています。
ただし、これまでに貸与された JAN コード短縮タイプの GS1 事業者コードは、引き続き JAN コード短縮タイプのバーコードの作成にご利用いただけます。

GTIN-14 (集合包装用商品コード)を設定する

取引先から要望があったときに印刷してください

GTIN-14（集合包装用商品コード）は14桁の数字で構成される国際標準の商品識別コードです。物流センターなどで入在庫管理、在庫管理等に使用されます。**GTIN-14（集合包装用商品コード）**を利用している卸売業、小売業へ納品する際には、段ボール等に**GTIN-14（集合包装用商品コード）**を表すITFシンボルの印刷が必要になります。

＜GTIN-14（集合包装用商品コード）の構成＞



GTIN-14（集合包装用商品コード）の設定方法

GTIN-14（集合包装用商品コード）は、同一商品が集合包装されている包装単位に設定します。

GS1事業者コードの貸与を受けている事業者は、**GTIN-14**（集合包装用商品コード）設定の際に新たな申請・登録は不要です。集合包装の内容物である、単品の**GTIN-13**（JANコード）を使用し、下記手順に従ってコードを設定してください。

- ① 末尾のチェックデジットを削除し、12 桁にします。
- ② 先頭に 1 桁のインジケータを付け、13 桁にします。
- ③ ②の 13 桁を元に、GTIN-14（集合包装用商品コード）用のチェックデジットを計算し、②の末尾に付け 14 桁にし、完成です。（チェックデジットの計算方法は p.13 をご確認ください）

計算例) 単品 JANコード : 45 12345 67890 6
 ↓ ①
 45 12345 67890
 ↓ ②
145 12345 67890
 インジケータ ↓ ③
 GTIN-14 (集合包装用商品コード) : 145 12345 67890 3
 チェックデジット

- 同一商品の集合包装で異なる入数、荷姿等（12 個入りと 24 個入り、カートン包装とシュリンク包装など）がある場合は、インジケータを変更（1～8）し、識別できるようにします。

インジケータの表示内容

表 示 内 容	インジケータ
・ 同一商品で内箱と外箱を区別する場合 ・ 同一商品で入数荷姿が異なる場合など (例：シュリンク包装、カートン包装) ・ 通常品と販促品を区別する場合など	1 ～ 8
計量商品用（通常の商品には使用しません）	9

2-6 アイティーエフ ITFシンボルを印刷する

ITF シンボルは、**GTIN-14**（集合包装用商品コード）などをスキャナにより読み取るための物流用のバーコードです。定置式スキャナで自動読み取りができるように、印刷の寸法や表示位置が規定されています。

詳細は下記 URL よりご確認ください。

「GTIN（集合包装用商品コード）と ITF シンボル」(<https://www.gs1jp.org/code/jan/itf.html>)

「GS1 標準バーコードベーシックガイド」(<https://www.gs1jp.org/standard/barcode/basicguide.pdf>)

ITF シンボルの印刷方法について

下記の規格に従って、印刷業者にご依頼ください。

ITF シンボルの印刷サイズについて

ITF シンボル全体の標準サイズは下図の通りになります。横幅のみこの標準サイズから 0.625 倍までの縮小が認められています。

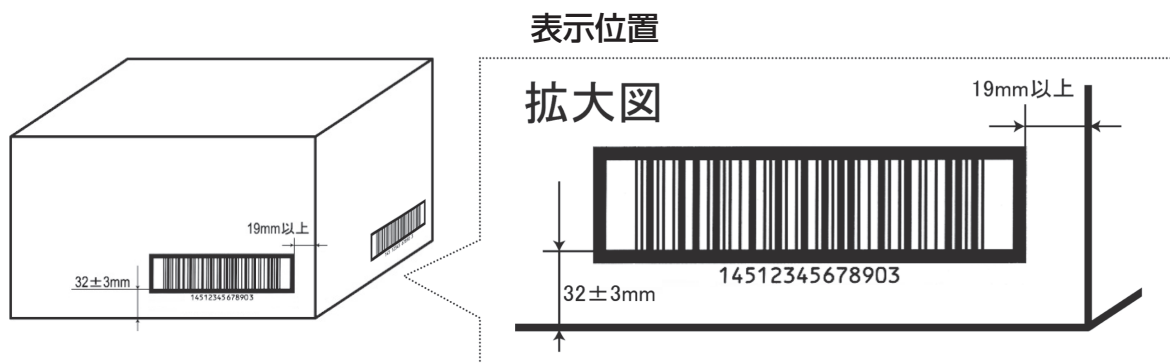


※実際の大きさと異なります。

ITF シンボルの表示位置について

原則 4 側面（少なくとも長手の 2 側面）に表示します。バーの下端（ベアラバーの内側）と箱の底面との間は、 $32\text{mm} \pm 3\text{mm}$ 。水平方向の左右どちらかのコーナーからベアラバーの外側までの距離が 19mm 以上が必要です。

ベアラバー（ITF シンボルを囲む外枠）は、印刷精度を向上させ、読取ミスを低減させるものです。必ず表示してください。



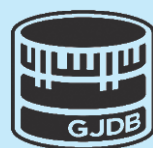
2-7 取引先にGTIN情報を伝える

商品を出荷する前に、GTIN（JANコード）を含む商品情報（商品名、外形寸法等）を各取引先に連絡してください。GTIN-14（集合包装用商品コード）を設定している場合は、その情報も一緒に連絡してください。具体的に必要な情報は、事業者により異なる場合がありますので、各取引先へ確認をしてください。

登録事業者から商品情報を受け取った取引先は、自社の商品マスタにその商品情報を登録することにより、その商品をPOSレジや在庫管理システムなどで扱えるようになります。

▶ 「GS1 Japan Data Bank - 商品情報-」(p.24 参照) では、登録されている商品情報を商品概要シートで表示し、印刷することができます。商品概要書として取引先への情報伝達にご活用ください。

※ GJDB -商品情報- に登録された商品情報が、取引先に直接配信されるわけではありません。



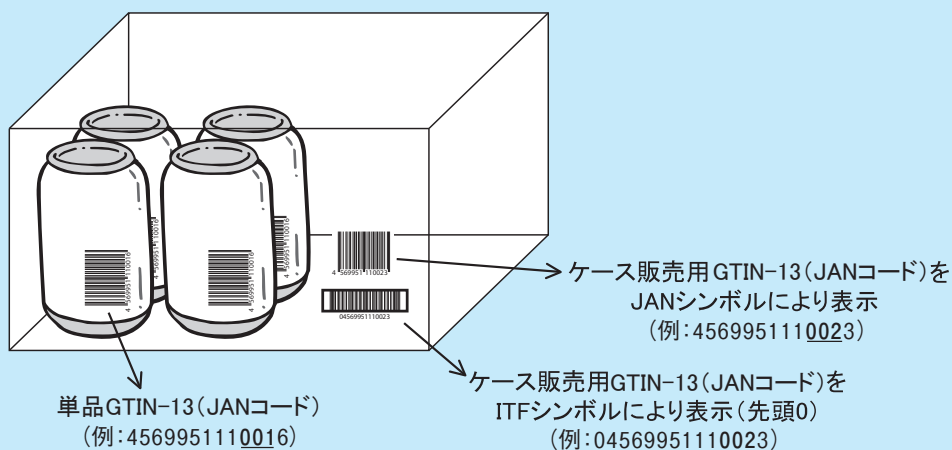
〈参考〉小売店でケース販売される商品のバーコード表示について

① ケース販売用 GTIN（JANコード）が必要です。

ケース販売を行う商品には、ケース販売用に単品商品とは異なる商品アイテムコードの GTIN（JANコード）を新しく設定します。単品商品と区別して、POSレジで読み取りができるように、ケース販売用 GTIN（JANコード）を表示します。

② ケースに ITF シンボルも併せて表示する場合は、以下の方法で作成します。

ケース販売用 GTIN（JANコード）の先頭に“0”を付け、14桁にしたコードを使って ITF シンボルを作成してください（チェックデジットは変わりません）。ケース内の単品商品の GTIN（JANコード）から設定する集合包装用商品コードは使いません。



第3章 登録後の諸手続き

本章では、GS1 事業者コード登録後に必要な各種手続きを解説します。

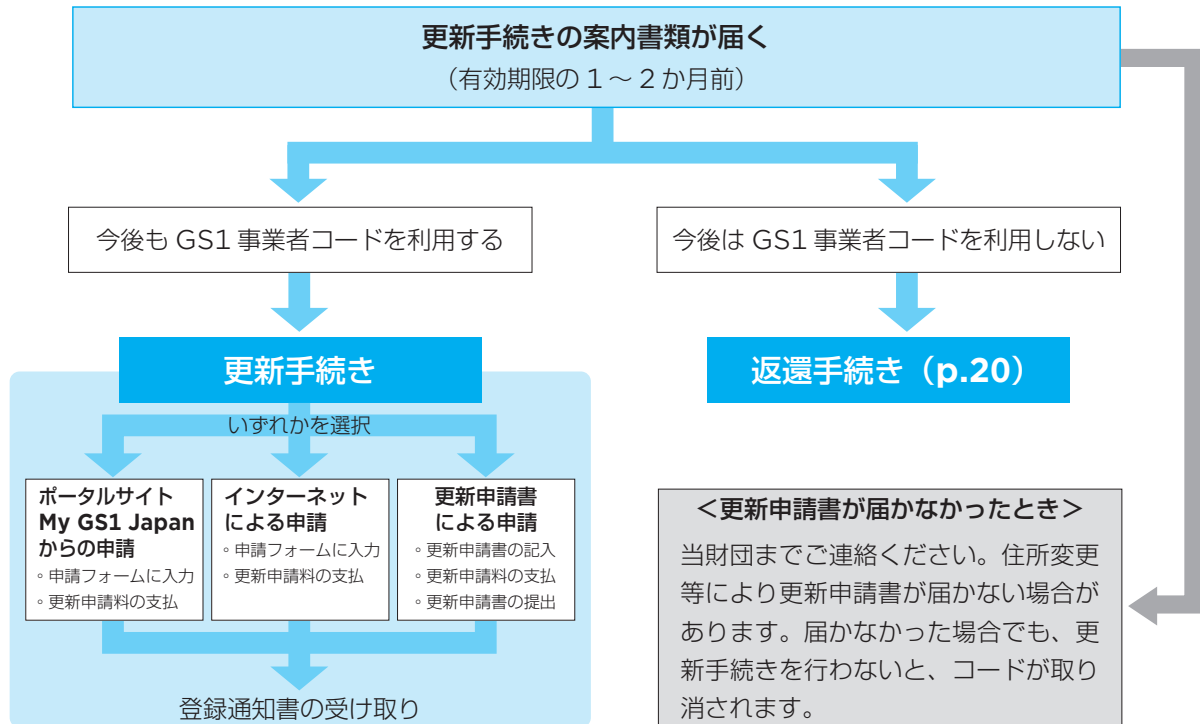
3-1 有効期限の1～2ヶ月前になったとき（更新手続き）

GS1 事業者コード貸与の有効期間は、初回登録した翌月 1 日から 1 年または 3 年間です。有効期限後も継続して利用する場合は 1 年または 3 年ごとの更新手続きが必要です。有効期間が 3 年の場合は、1 年ごとに登録内容確認を行います。

更新時期の 1～2 ヶ月前に、当財団より更新手続きの案内書類が届きますので、案内に従い更新手続きを行ってください。

GS1 事業者コードを更新しない場合は、コードの返還手続き（p.20）を行ってください。

更新手続きの流れ



更新申請料

更新申請料は、「直近の事業者全体の年間売上高」、「貸与コードのタイプと数」、「支払年数（1 年払い・3 年払い）」により決まります。料金表は p.28 の GS1 事業者コード申請料別表 B をご参照ください。

＜複数の GS1 事業者コードを貸与されている事業者＞

13 桁の JAN コード 10 万アイテム分を 1 単位とし、単位ごとに更新申請料が発生します。

例) 7 桁 GS1 事業者コード	1 コードをご利用の場合	1 単位
9 桁 GS1 事業者コード	100 コードをご利用の場合	1 単位
10 桁 GS1 事業者コード	1000 コードをご利用の場合	1 単位

1 単位目と 2 単位目以降に適用される更新申請料は異なります。

以下のページから簡単に更新申請料をお調べいただけます。

https://www.gs1jp.org/code/jan/extend_gs1_company_prefix/



例) ランク V の登録事業者が 7 桁コードを 2 コード貸与されている場合（2 単位分）、更新申請料は 3 年払い 69,300 円 1 年払い 24,750 円

＜GTIN-8 ワンオフキー、短縮タイプの GS1 事業者コードを貸与されている事業者＞

別途 GTIN-8 ワンオフキー、短縮タイプの GS1 事業者コードの更新申請料も加わります。料金表は p.28 の GS1 事業者コード申請料別表 D、別表 E をご参照ください。

3-2

登録事項に変更が生じたとき（変更手続き）

登録事項（事業者名・所在地・コード管理担当者等）に変更が生じたときは、必ず変更手続きを行ってください。変更手続きが行われないと、更新手続きの案内書類が届かなくなり、GS1 事業者コードの登録が取消され、GTIN（JAN コード）が利用できなくなる場合があります。

変更手続きの方法

ポータルサイト「My GS1 Japan」（詳細は巻頭ページ）よりお手続きいただくか、当財団より登録事業者に送付している「GS1 事業者コード登録通知書」裏面の「登録事項変更届」に必要事項をご記入の上、当財団へご提出ください。登録通知書を紛失し、お手元に「登録事項変更届」が無い場合は、当財団へご連絡ください。

- **GS1 事業者コードが更新時期の場合は、更新手続きと同時に変更手続きを行います。**
更新手続きについては p.19 をご覧ください。

※下記の場合は変更手続き前に必ず当財団へご連絡ください。

- 事業者の分社・合併・営業譲渡が発生している場合
- 個人事業・任意団体で代表者が変更の場合
- 法人から個人に、または個人から法人に事業者の形態が変更の場合

【ご注意】

当財団の承認や手続きを得ずに、事業者間で GS1 事業者コードを譲渡することはできません。所定の手続きを取らずに譲渡行為を行った場合、その譲渡は認められず、GS1 事業者コードは取り消されます。

3-3

GS1事業者コードを利用しなくなったとき（返還手続き）

GTIN（JAN コード）、GLN、EPC などを利用しなくなった場合は、返還手続きを行ってください。返還手続き後は、その GS1 事業者コードを使った GTIN（JAN コード）、GLN などを利用できなくなりますので、お取引への影響をご確認いただきお手続きください。

なお、JAN コード標準タイプの GS1 事業者コードをすべて返還して、GTIN-8 ワンオフキーまたは JAN コード短縮タイプの GS1 事業者コードのみの貸与を受けることはできません。

返還手続きの方法

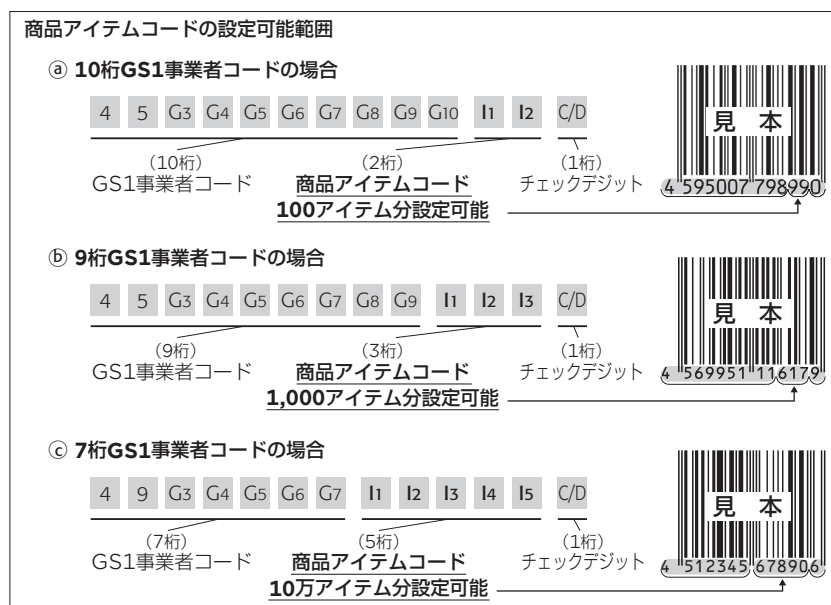
ポータルサイト「My GS1 Japan」（詳細は巻頭ページ）よりお手続きいただくか、コードの更新時期に送付される「GS1 事業者コード更新申請書」裏面の「返還届」をご提出ください。なお、更新時期以外に「返還届」での手続きをご希望の場合は、当財団へお問い合わせください。

3-4 商品アイテム数が増えてコードが足りなくなったとき

商品アイテム数が増え、GTIN（JANコード）の不足が見込まれるときは、商品アイテムコードの使用状況を確認してください。

未使用の商品アイテムコードがあれば、先に未使用のコードを使用してください。

商品アイテムコードの残りが少なくなった場合は、GS1 事業者コードの追加登録申請ができます。



追加コード登録手続き方法

- 商品アイテムコードの不足が見込まれる場合は、ポータルサイト「My GS1 Japan」（詳細は巻頭ページ）から GS1 事業者コードの追加登録申請をしてください。
 - 手続きには日数を要する場合がありますので、余裕をもって早めにご連絡ください。
- 追加コードの有効期限
 - 追加登録する GS1 事業者コードの有効期限は、既に登録されている GS1 事業者コードの有効期限に統一されます。
- 追加コードの登録申請料
 - 13 桁の GTIN（JANコード）10 万コード分を 1 単位（※）とし、単位ごとに追加申請料が発生します。
 - ※ 10 桁 GS1 事業者コード 1000 コード分、9 桁 GS1 事業者コード 100 コード分、7 桁 GS1 事業者コード 1 コード分に相当します。
 - すでに登録されている事業者コードと追加コードで、作成可能な GTIN（JANコード）が 10 万コード以下の場合は、追加の申請料はかかりません。作成可能な GTIN（JANコード）が 10 万コード分を超える毎に追加の申請料がかかります。
 - 追加コードの登録申請料は、p.28 の GS1 事業者コード申請料別表 C の登録管理費を既に登録されている GS1 事業者コードの残存有効期間に応じて月割で計算した金額に追加申請料を加算した金額です。当財団より金額を連絡します。

【ご注意】

- 既に登録されている GS1 事業者コードが更新時期の場合（有効期限より 2 か月前）は、更新手続き完了後に追加登録の申請が可能です。
- 追加コードは、GTIN（JANコード）の利用予定アイテム数に応じて貸与されます。
- 追加コードは、登録済の GS1 事業者コードと連番にはなりません。

当財団のホームページで、より多くの Q&A を掲載しています。
<https://www.gs1jp.org/code/jan/question.html>

Q 1：商品には誰が GTIN（JAN コード）を設定するのですか。

A：その商品のブランドオーナー（商品の仕様について責任を持っている事業者）が設定します。

GTIN（JAN コード）は、「どの事業者の、どの商品か」を表わす商品識別番号です。商品のブランドオーナー（商品の仕様について責任を持っている事業者）が、当財団へ GS1 事業者コードを登録申請し、商品に GTIN（JAN コード）を設定します。

Q 2：製造事業者と販売事業者が異なる場合、どちらが GTIN（JAN コード）を設定すべきですか。

A：商品のブランドオーナー（商品の仕様について責任を持っている事業者）が設定します。自社のオリジナル商品として販売する商品を他社へ製造委託している場合でも、自社（委託元）で GTIN（JAN コード）を設定します。ご不明な場合は当財団までご相談ください。

Q 3：自社がブランドを持つ商品の製造を海外の工場に委託します。この場合、GTIN（JAN コード）はどの事業者が設定しますか。

A：その商品のブランドオーナー（商品の仕様について責任を持っている事業者）が設定します。

海外の工場で製造された商品であっても、日本の事業者がブランドを持っているのであれば、ブランドを持つその事業者が GTIN（JAN コード）を設定します。

Q 4：海外からの輸入品に印刷されている EANコードまたは U.P.C. は日本でもそのまま使用できますか。

A：輸入品に印刷されている EAN コードや U.P.C.（詳細は p.4）は、いずれも日本国内の POS システムで問題なく読み取りが可能であり、日本の流通においてそのまま使用できます。

このため、EAN コードや U.P.C. の印刷された輸入商品について、日本国内で何らかの仕様変更を加えて、日本の事業者のオリジナル商品として流通させるようなことがない限り、改めて JAN コードを設定する必要はありません。

Q 5：終売になった商品に使用されている GTIN（JAN コード）を、別の商品に再利用できますか？

A：いいえ、一度商品に設定した GTIN（JAN コード）は、その商品の終売（廃番）後であっても、別の商品に再利用することはできません。2019 年 1 月より、GTIN（JAN コード）の再利用は認められないこととなりました。

詳しくは当財団ホームページをご確認ください。

https://www.gs1jp.org/standard/identify/gtin/non_reuse_rule.html

Q 6：JAN シンボルの印刷が正しくできているかは、どのようにチェックできますか。

A：印刷品質の検証サービスを行ってください。

※ GS1 標準対応バーコード機器 製造・販売会社リスト

https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/list_barcode.pdf

(GS1Japan パートナー会員で掲載希望のあった企業を掲載しています)

Q 7：GTIN (JAN コード) は原産地を表していますか。

A：原産地を表すものではありません。

GTIN (JAN コード) は、“商品のブランドオーナー” がどの事業者か、さらに該当する事業者のどの商品かを表示しているものです。GTIN (JAN コード) の先頭 2 桁 “45”、“49” は、商品のブランドオーナーが日本の事業者であることを表していますが、商品の原産地を表してはいません。

Q 8：新規登録・更新申請時の年間売上高は何を登録したらよいですか。

A：事業者全体の年間の総売上高（直近の年間決算の数字）をご登録ください。

※書籍 JAN コードを取得されている場合は、書籍の売上を差し引いた額をご登録ください。定期刊行物コード（雑誌）を取得されている場合は、雑誌の売上を差し引いた額をご登録ください。

※公共団体の売上高の算定については、p.9 を参照してください。

Q 9：仕入税額控除の適用を受けるために必要な書類は、発行してもらえますか。インボイスの手続きのため、適格請求書はどのように入手すればいいですか。

A：有料手続き完了後に【申請料確定明細書】（適格請求書）を発行します。

この【申請料確定明細書】は、2023 年 10 月開始のインボイス制度のルールに対応しています。

入手方法は、手続き完了後に郵送される「GS1 事業者コード登録通知書」に記載のログイン ID、パスワードを使って、当財団ポータルサイト「My GS1 Japan」のメニュー「GS1 事業者コードの各種手続き」からダウンロードしてください。

※「GS1 事業者コード登録通知書」にパスワードの記載がない場合や、既にログインしたことがある場合は、以前ログインした際に変更いただいたパスワードにてログインしてください。

GS1 事業者コードの有料お手続きにつきましては、GS1 事業者コードの貸与決定日（お手続き完了日）が取引年月日となります。

手続き中に発行する「振込依頼書（請求書）」は、適格請求書（インボイス）の全要件を満たす書類ではありません。

上記以外の Q & A も、GS1 Japan ホームページにて公開しています。こちらもぜひ、ご覧ください。

<https://www.gs1jp.org/code/jan/question.html>



第5章 関連資料

5-1

ジーエスワン

ジャパン

データ

バンク

GS1 Japan Data Bank -商品情報-

～商品情報データベースサービス～

GS1 Japan Data Bank -商品情報- (GJDB -商品情報-) は、登録事業者（ブランドオーナー）が、GTIN (JAN コード) を設定・登録するためのサービスです。

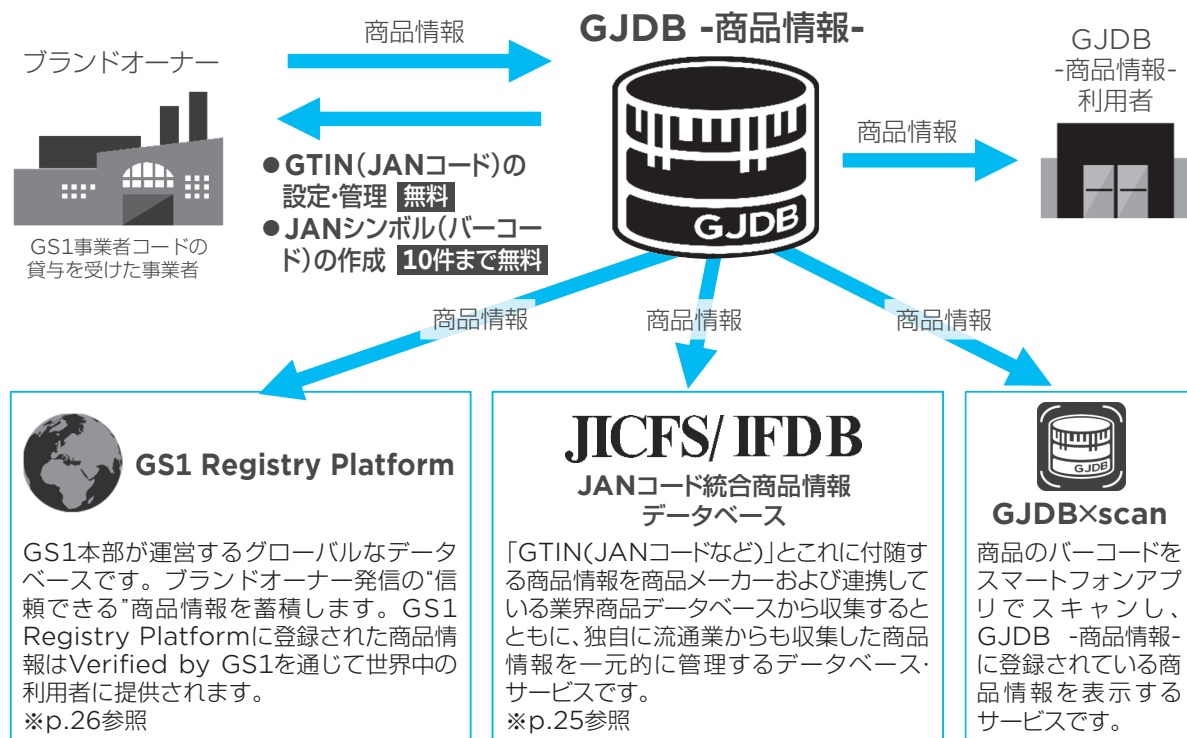
ブランドオーナーは、登録した GTIN (JAN コード) とそれに紐づく商品情報を GJDB -商品情報- で適切に管理することができます。

デジタル化が加速し、商品を一意に識別できる GTIN (JAN コード) とそれに紐づく基本的な商品情報の重要性がこれまで以上に高まっています。

GS1 Japan は、商品情報を効率的に共有できる社会の実現を目指し、GTIN (JAN コード) の一元管理に努めています。そのため、ブランドオーナーの皆様には、GJDB -商品情報- への GTIN (JAN コード) の登録をお願いしています。

GJDB -商品情報- に登録された情報は、GS1 Japan に関連する各サービス（下図参照）に連携され、PR に繋がります。

GJDB -商品情報- はポータルサイト「**My GS1 Japan**」から利用できます。「**My GS1 Japan**」の詳細は巻頭ページをご参照ください。



GTIN (JAN コード) を設定することができます

GJDB -商品情報- における商品情報の登録、GTIN (JAN コード) の設定・管理は、件数に関わらず無料で行えます。GJDB -商品情報- では、**①** GS1 事業者コードを選択、**②** 商品の基本情報を入力、**③** GTIN 仮発行ボタンを押す、**④** GTIN 使用開始ボタンを押す、の4ステップで GTIN (JAN コード) が設定できます。



GTIN (JAN コード) の管理ができます

設定した GTIN (JAN コード) は忘れないように、また、同じ GTIN (JAN コード) を設定しないように番号管理を行う必要があります。

GJDB -商品情報- を利用すると、GTIN (JAN コード) が一意に登録され、管理することができます。さらに、GS1 事業者コードに設定した GTIN (JAN コード) 数がグラフで表示され、設定できる残りの GTIN (JAN コード) 数を簡単に把握することができます。

JAN シンボル (バーコード) 画像を作成することができます

GJDB -商品情報- では、JAN シンボル (バーコード) の画像作成とダウンロードができます。(JAN シンボル画像の作成は 10 件まで無料です。11 件目からは有料のサービスとなります。)

GJDB -商品情報- の操作方法については、下記 URL より「GS1 Japan Data Bank -商品情報- ユーザーマニュアル (登録ガイド)」をご確認ください。

<https://www.gs1jp.org/gjdb/data/usermanual.pdf>



お問い合わせ



GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

GS1 Japan Data Bank -商品情報- 担当

Email gjdb@gs1jp.org **TEL** 03-5414-0855

URL https://www.gs1jp.org/database_service/gjdb/contact.html



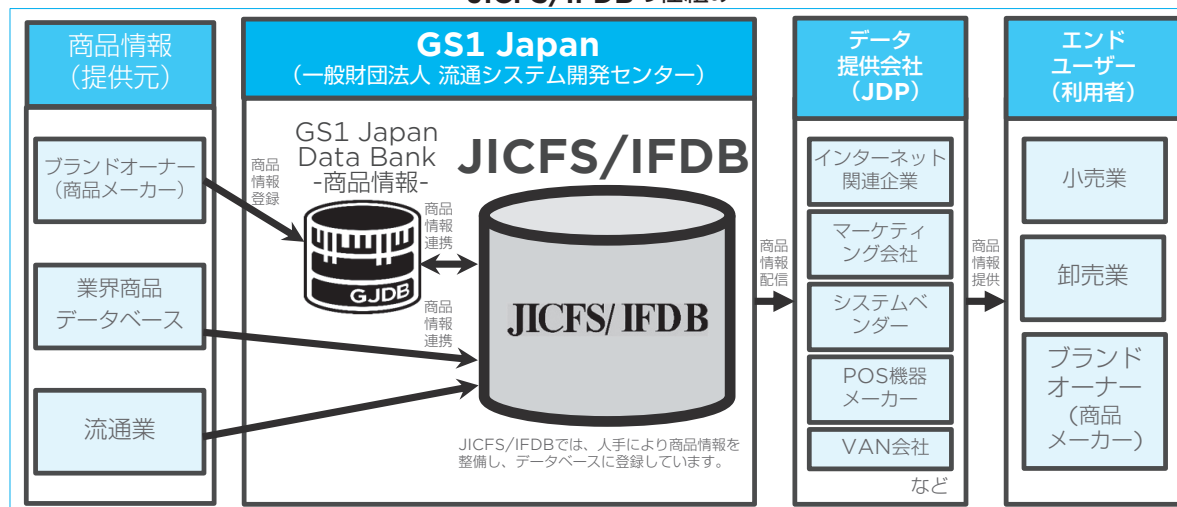
5-2

ジ ク フ ス アイエフデービー

JICFS/IFDB (JANコード統合商品情報データサービス)

JICFS/IFDB (JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base) では「GTIN (JAN コード)」とこれに付随する商品情報を商品メーカーおよび連携している業界商品データベースから収集するとともに、独自に流通業からも収集した商品情報を一元的に管理するデータベース・サービスです。このデータベース化された商品情報は、小売業や卸売業をはじめインターネットのショッピング・サイトなどの商品マスターとして広く利用されています。

JICFS/IFDBの仕組み



お問い合わせ

JICFS/IFDB

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

JICFS 担当

Email jicfs@gs1jp.org **TEL** 03-5414-0855

URL https://www.gs1jp.org/database_service/jicfsifdb/



5-3 Verified by GS1

ベリファイドバイジーエスワン

Verified by GS1は、GS1 Registry Platform に蓄積された世界各国・地域の登録事業者情報と、それらの登録事業者が登録した GTIN、GLN、Links 情報を確認するサービスです。当財団のウェブサイト (<https://vbg.gs1jp.org/>) から以下の 4 つの検索方法で情報を確認することができます。

① GTIN による商品情報と登録事業者情報の確認

GTIN を入力し検索を行うことで、商品の基本情報と GTIN を設定した登録事業者の情報を確認することができます。

② GLN による登録事業者情報の確認

GLN を入力し検索を行うことで、企業・事業所情報を設定した登録事業者の情報を確認することができます。

③ その他の GS1 識別コードによる登録事業者情報の確認

SSCC や GRAI などの GS1 識別コードを入力し検索を行うことで、GS1 識別コードを設定した登録事業者の情報を確認することができます。

④ 事業者名による登録事業者情報の確認

事業者名を入力し検索を行うことで、登録事業者の情報を確認することができます。



お問い合わせ

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

Verified by GS1 担当

E-mail vbg@gs1jp.org **TEL** 03-5414-0855

URL <https://vbg.gs1jp.org/>



5-4 GLN (Global Location Number)

ジーエルエヌ

～国際標準の企業・事業所識別コード～

GLN (Global Location Number) とは、GS1 事業者コードを使用して設定する、13桁の国際標準の企業・事業所識別コードです。国内および国際的な企業間取引において、相互に企業や事業所などを唯一に識別できます。

GLN の主な利用分野

流通ビジネスメッセージ標準 (流通 BMS) をはじめとする企業間電子データ交換 (EDI) などに利用します。

基本 GLN

企業自身 (GS1 事業者コード登録事業者自身・企業識別) を表す GLN を「基本 GLN」と呼び、流通システム開発センターが設定しています。各事業者の基本 GLN は「Verified by GS1」「GLN 情報検索サービス」を通じて公開されています。

◆詳しくは、下記 URL より「GLN 利用の手引き」をご覧ください。

<https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/kijyunsho.html>

GJDB -事業者・ロケーション情報- への登録

GLN を設定・管理する登録事業者は、GJDB -事業者・ロケーション情報- に以下をご登録ください。

- ① GLN ② GLN タイプ (GLN の設定対象) ③ GLN 名称 (事業所・部門・場所の名称)
④所在地 ⑤用途



お問い合わせ

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター) GLN 担当

E-mail gjdb_loc@gs1jp.org **TEL** 03-6804-2299

URL <https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/>



5-5 イーピーシー EPC (Electronic Product Code)

EPC (Electronic Product Code) とは GTIN 等の GS1 標準識別コードを RFID タグで利用する際の格納形式 (エンコードフォーマット) です。GS1 事業者コードをお持ちであれば、それを EPC の形式で格納することで GS1 標準識別コードを RFID タグで活用することができます。



お問い合わせ

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター) EPC 担当

E-mail epcdesk@gs1jp.org **TEL** 03-5414-8570

URL <https://www.gs1jp.org/standard/epc/>



5-6 書籍・雑誌につけるバーコード

書籍・雑誌には、出版物専用のバーコード (下記) があり、原則それらを表示します。

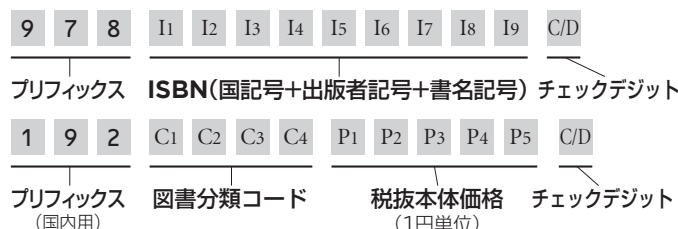
ただし流通経路によっては出版物であっても一般商品用の JAN コードが求められる場合がありますので、申請前に取引先にご確認ください。

書籍 JAN コードとは

書籍 JANコードは、国際標準図書番号 (ISBN^{アイエスビーエヌ}) 【注】を JANコード体系に組み入れたもので、2 段の JANシンボルで書籍の裏表紙に表示されます。

【注】ISBN(International Standard Book Number) とは、書籍識別用の国際標準コード。

書籍 JANコードの体系



申請・お問い合わせ

一般社団法人 日本出版インフラセンター「日本図書コード管理センター」

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 6F

TEL 03-3518-9862 **E-mail** isbn-op@jpo-center.jp

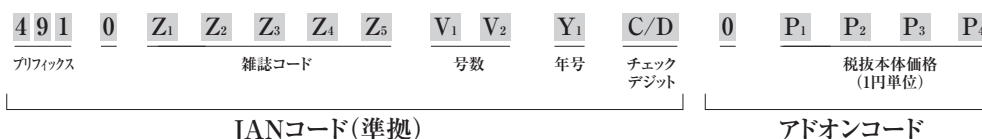
URL <https://isbn.jpo.or.jp/>



定期刊行物コード (雑誌) とは

定期刊行物コード (雑誌) は、雑誌、新聞を対象とした JANコードの一種です。

定期刊行物コード (雑誌) の体系



申請・お問い合わせ

株式会社トーハン 定期刊行物コード (雑誌) 担当

〒162-8710 東京都新宿区東五軒町 6-24

TEL 03-3266-9530 **FAX** 03-3266-8937

E-mail beemin_01@tohan.co.jp

URL <http://www.jpo.or.jp/magcode/>



GS1事業者コード貸与規約

GS1 事業者コード貸与規約はこちらのページからご確認ください。
<https://www.gs1jp.org/code/jan/agreement.html>



GS1事業者コードの登録申請・利用にあたっての重要事項

GS1 事業者コードの登録申請・利用にあたっての重要事項はこちらのページから
ご確認ください。
https://www.gs1jp.org/code/jan/important_notes.html



個人情報保護方針

当財団の個人情報保護方針等はこちらのページからご確認ください。
https://www.gs1jp.org/personal_information.html



GS1事業者コード申請料

GS1事業者コード貸与規約別表A～Eを抜粋

別表A 登録申請料（消費税10%込）

1年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	初期申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	44,000 円	110,000 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		99,000 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		55,000 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		33,000 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		16,500 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	22,000 円	7,700 円
VII	1 億円未満	11,000 円	6,050 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	初期申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	44,000 円	306,900 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		276,100 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		152,900 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		92,400 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		46,200 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	22,000 円	20,900 円
VII	1 億円未満	11,000 円	16,500 円

イ) 上記初期申請料と登録管理費の合計が登録申請料となる。

別表B 更新申請料（消費税10%込）

1年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	5000 億円以上	110,000 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満	99,000 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満	55,000 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満	33,000 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満	16,500 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	7,700 円
VII	1 億円未満	6,050 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	5000 億円以上	306,900 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満	276,100 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満	152,900 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満	92,400 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満	46,200 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	20,900 円
VII	1 億円未満	16,500 円

イ) 更新申請料は、第4条の事業者コード管理単位ごとの支払いとなる。

ロ) 複数の事業者コード管理単位が更新対象となる場合は、1事業者コード管理単位目は上記登録管理費が更新申請料となり、2事業者コード管理単位目以降は別表C 追加コード登録申請料の登録管理費が更新申請料となる。

別表C 追加コード登録申請料（消費税10%込）

1年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	追加申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	22,000 円	55,000 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		49,500 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		27,500 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		16,500 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		8,250 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満		3,850 円
VII	1 億円未満		3,025 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	追加申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	22,000 円	153,450 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		138,050 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		76,450 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		46,200 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		23,100 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満		10,450 円
VII	1 億円未満		8,250 円

イ) 登録管理費は、第4条の事業者コード管理単位ごとの支払いとなる。

ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、実際の申請にあたっては、既に貸与されている事業者コードの残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。

ハ) 上記追加申請料とロ) で算出した登録管理費の合計額が追加コード登録申請料となる。

別表D GTIN-8ワンオフキー
登録申請料及び更新申請料
(消費税10%込)

1年払い

登録管理費
3,300 円

3年払い

登録管理費
9,900 円

イ) 登録申請料及び更新申請料は、1コード単位（1ワンオフキー）の支払いとなる。

ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、実際の申請にあたっては、既に貸与されている事業者コードの残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。

ハ) ロ) で算出した登録管理費が GTIN-8 ワンオフキー登録申請料又は更新申請料となる。

別表E 短縮タイプ事業者コード
更新申請料（消費税10%込）

1年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	10 億円以上	7,700 円
II	10 億円未満	3,850 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	10 億円以上	22,000 円
II	10 億円未満	11,000 円

イ) 短縮タイプ事業者コード更新申請料は、1コード単位の支払いとなる。

ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、第19条第3項に基づき、既に貸与されている事業者コードの有効期間と合わせる場合は、残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。

ハ) ロ) で算出した登録管理費が短縮タイプ事業者コード更新申請料となる。

はじめてのバーコードガイド

2025年4月 第23版 発行 非売品

編集・発行

GS1 Japan（一般財団法人 流通システム開発センター）

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F

Tel. 03-5414-8511 Fax. 03-5414-8503 （GS1事業者コード担当）

<https://www.gs1jp.org/code/jan/>

落丁・乱丁はお取り替えいたします。なお、本冊子の内容は予告なく変更されることがあります。

GS1 Japan（一般財団法人 流通システム開発センター）について

当財団は、1972年に流通情報システムの合理化・標準化のために設立された専門機関です。

流通業とその関連業界のシステム化に不可欠な、GTIN（JANコード）をはじめとした各種識別コードやバーコード、RFIDなどの自動認識技術、EDI（電子データ交換）、データベースなどの標準化と普及を推進しています。また、国際標準の流通システムを推進する機関であるGS1（本部：ベルギー・ブリュッセル、加盟国および地域は110を超える）に日本代表機関として加盟しています。

〈お問い合わせ〉



GS1 Japan

一般財団法人
流通システム開発センター

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F

TEL: 03-5414-8511 (GS1事業者コード担当)

FAX: 03-5414-8503

<https://www.gs1jp.org/code/jan/>